

(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のいずれかをセットした事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです。

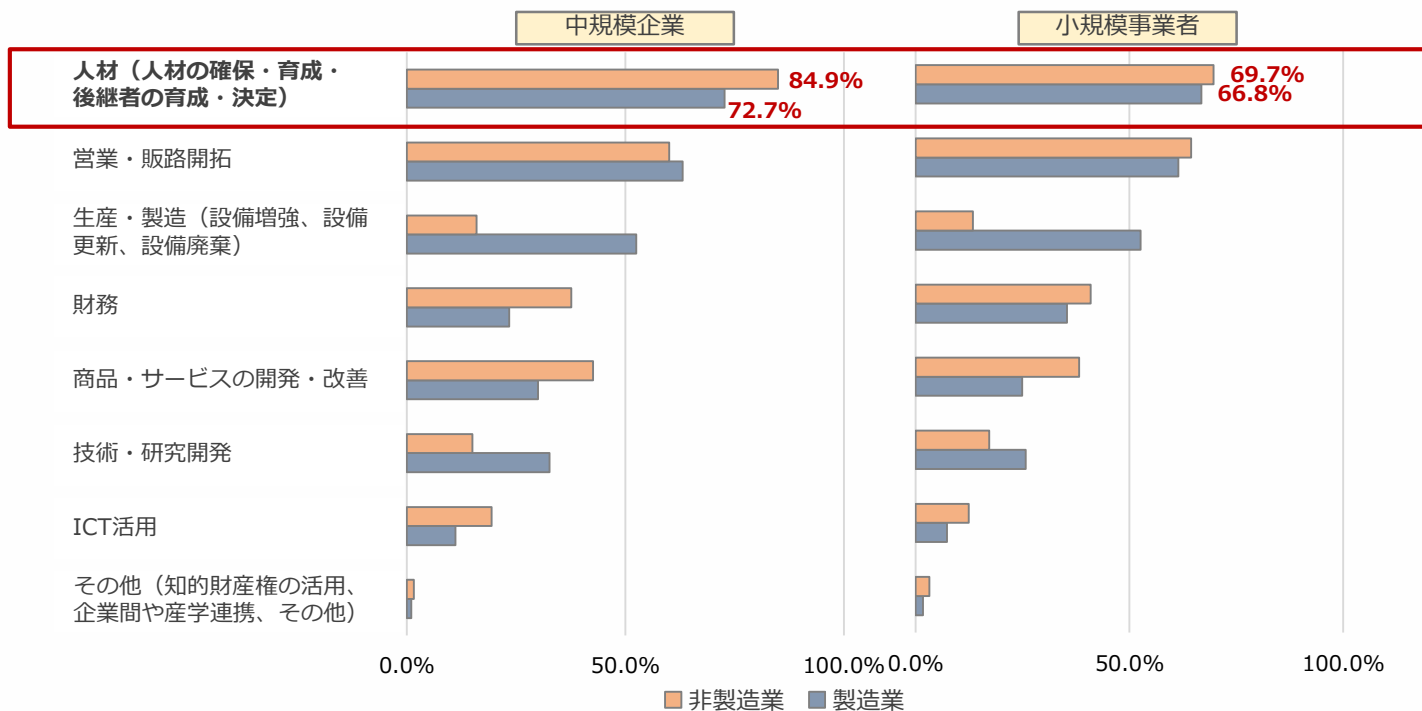
## 疾病入院医療保険金支払特約のご案内

### 人材確保にお悩みはありませんか？

近年、少子化にともなう労働力人口の減少や、雇用形態の多様化など産業人材を取り巻く環境の変化により、多くの中小企業が人材の確保や育成を重要な経営課題と認識しています。

貴社においても人材の流出、人材を確保したのちの人材育成が課題となっていないでしょうか？

重要と考える経営課題（企業規模別、業種別）



資料（株）野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

出典：2020年度版小規模企業白書 | 中小企業庁HP



従業員のみなさんが安心して働き続けることができるよう、**福利厚生を充実させることで、従業員の採用・定着や事業活動の安定にもつながります！**

**疾病入院医療保険金支払特約を福利厚生の充実にお役立てください！**

### 疾病入院医療保険金支払特約は

役員や従業員の方が病気で入院した場合に1日あたり**最高2万円、最長180日**を限度に補償します！



POINT

**1 売上高方式の一括加入のため、加入者管理や健康状態の告知は不要！**

POINT

**2 新型コロナウイルスなどの感染症によるホテル・自宅での療養となった場合も補償対象！**

POINT

**3 法人が契約者の場合、保険料は全額損金扱い！**

※実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

補償内容の詳細は裏面をご覧ください

# 補償の内容

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として入院を開始した場合に、ご契約の保険金日額を入院した日数分お支払いします。（1回の入院につきご契約の支払限度日数が限度となります。）

## 保険金額（入院1日あたり）

（日額）20,000円以下で設定可能

## 選択可能な支払限度日数

40日 60日 90日 120日 180日

## 補償の対象となる方（被保険者）

- ・個人事業主
- ・貴社の常勤<sup>(注)</sup>の役員
- ・貴社の正規従業員
- ・貴社の常勤<sup>(注)</sup>の臨時従業員

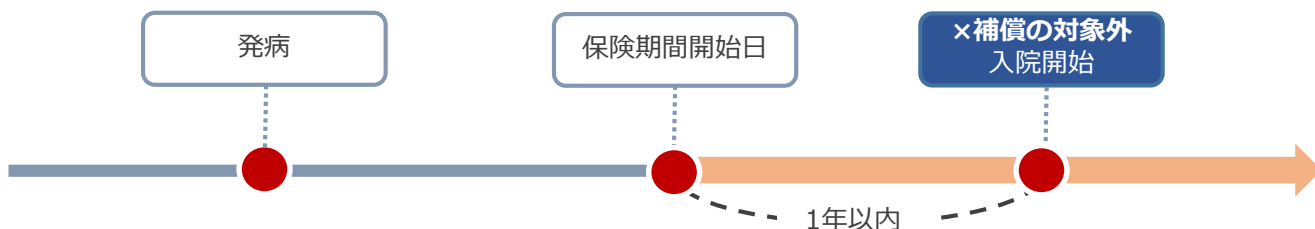


（注）常勤とは、病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

## 始期前発病の注意点

保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病の治療を目的とする入院は保険金のお支払対象になりません。

※ただし初年度契約の保険期間の開始日またはご契約の被保険者となったときのうち、いずれか遅いときから起算して1年を経過した後に開始した入院については、保険金を支払います。



## 保険金をお支払いできない主な場合

- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ・麻薬等の薬物（治療の為医師が使用した場合を除く）
  - ・医学的所見のない、むちうち症、腰痛その他の症状
  - ・アルコールおよび薬物依存等（治療の為医師が使用した場合を除く）
  - ・妊娠または出産
  - ・契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - ・保険金受取人の故意または重大な過失
  - ・戦争、革命、内乱、暴動等
  - ・核燃料物質、核汚染物、核汚染物の影響・秩序の混乱等
  - ・放射線照射または放射能汚染
- など

※本特約の事故発生時のご対応はお客様対応品質の観点から専用の窓口にて行います。（傷害ユニットとは別の窓口となります。）

※業務を原因とする疾病については、基本補償である傷害ユニットと本特約の両方から保険金が支払われる場合があります。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

お問い合わせ先

 **損害保険ジャパン株式会社**  
SOMPO

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先>

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。